

おくやみ ハンドブック

～ご遺族のための手続き案内～

富里市



ご遺族の皆さまへ

ご逝去を悼み、心からお悔やみ申し上げます。

富里市では、亡くなった方に関する市役所での手続きと
市役所以外の主な手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を作成
いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問合せください。

富里市役所

もくじ

ご逝去後の一般的な手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	P.2
市役所での手続きチェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・	P.3
市役所での手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.4
庁舎フロアマップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.13
市役所以外での主な手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.15

身近な人が亡くなった後の手続き等の一般的な流れ(目安)

	届出・手続き	税金
3か月以内	○死亡届等 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金等の手続き (15ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(17～18ページ参照)
4か月以内		○所得税の準確定申告 (18ページ参照)
10か月以内	○払戻・解約・名義変更等 ○遺産分割協議 (17ページ参照)	○相続税の申告 (18ページ参照)
1年以内	○遺留分侵害額請求	

富里市で必要な手続きについては、次のページから窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を亡くし、大変な時期とは思いますが、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

市役所での手続きチェックリスト

※亡くなった方が以下に該当する場合は、担当窓口での手続きが必要となります。

区分	亡くなった方の状況等	該当	主な手続き	担当窓口	参照ページ
住民登録等	3人以上世帯の世帯主だった方	☐	世帯主の変更	市民課	P.4
戸籍	戸籍の証明について	☐	戸籍に関する証明書の取得		
健康保険	国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入していた方	☐	被保険者証の返還	国保年金課	P.5
		☐	葬祭費の申請		
年金	年金を受給していた方	☐	未支給年金の請求 受給権者死亡届の提出		P.6
	国民年金に加入したことがあった方	☐	遺族基礎年金・寡婦年金・ 死亡一時金の請求		
介護保険	65歳以上または要介護認定を受けていた方	☐	介護保険被保険者証返還 介護保険関係書類の送付先変更 介護保険料の精算等	高齢者福祉課	
障害福祉	身体障害者手帳・精神保健福祉手帳等をお持ちだった方	☐	各手帳の返還	社会福祉課	P.7
	医療費の助成を受けていた方	☐	受給者証の返還、変更の届出		
子育て	児童手当の受給者または支給対象児であった	☐	受給者変更・消滅・額改定の届出	子育て支援課	P.8
	児童扶養手当の受給者または支給対象児であった	☐	受給者死亡・資格喪失・額改定の届出		
	ひとり親家庭等医療費等助成受給券、子ども医療費助成受給券をお持ちだった方	☐	資格喪失・返納の届出		
税金	市税を課税されていた方	☐	相続人代表者の指定届出	課税課	P.9
	原動付自転車(125cc以下)等を所有していた方	☐	廃車または名義変更の届出		
		市税の口座振替をしていた方	☐	振替口座の変更届出	納税課
農地(農業) 山林	農地を所有していた方	☐	農地の相続	農業委員会 事務局	P.11
	農業者年金受給・加入者の方	☐	農業者年金の手続き		
		森林を所有していた方	☐	「森林の土地所有者届出制度」に基づく届出	
犬	犬を飼っていた方	☐	飼い犬の手続き(飼い主の変更)		

市役所での手続き

富里市役所 ☎ 0476-93-1111

世帯主の変更手続き

- ◇ 亡くなられた方が3人以上の世帯の世帯主であった場合、世帯主変更届が必要です。
※単独世帯、2人世帯の場合は手続きの必要はありません。

持ち物

- 手続きする人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）
- 届出人が亡くなられた方と別世帯の場合は、同一世帯の方からの委任状が必要となります。

担当窓口

市民課 市民班 ☎ 0476-93-4086

期 限

死亡届出後、14日以内

戸籍に関する証明書の取得手続き

- ◇ 富里市に本籍がある方

死亡届を富里市に提出した場合→おおむね7日

死亡届を富里市以外に提出した場合→おおむね15日

※富里市以外に本籍がある方

富里市でも一部取得が可能です。条件がありますので、戸籍班へお問合せください。

請求者

- ① 亡くなられた方の配偶者・直系親族（父母・子）等
請求可能です。
- ② 亡くなられた方の兄弟姉妹・代理人
①の方から委任された人。兄弟姉妹の方は請求理由等により請求可能です。※
正当な理由があると認められない場合は、戸籍証明を発行することができません。
※戸籍の状況により取得できるケースが異なります。詳しくはお問合せください。

持ち物

- 手続きする人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など。保険証等の顔写真のない本人確認書類については2点ご用意ください。）

戸籍は法改正や婚姻、離婚、転籍などの届出により、戸籍が新しく編成・異動するため、生涯の戸籍は複数に渡ることがあります。生涯のどの部分の戸籍が必要か、事前に提出先にご確認ください。

- （例）・亡くなられた方の出生から死亡までの一連の戸籍
・亡くなられた方の婚姻から死亡までの一連の戸籍
・亡くなられた方と相続人の関係がわかる戸籍

担当窓口

市民課 戸籍班 ☎ 0476-93-4087

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者証返還の手続き

- ◇ 亡くなられた方が富里市国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入していた場合は、被保険者証の返還が必要です。

その他の健康保険の加入者が亡くなられた時の手続きは、各保険者にお問い合わせください。

持ち物

- 富里市国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者証
- 限度額適用認定証、標準負担額減額認定証（お持ちの方のみ）

担当窓口

国保年金課 国保班 ☎ 0476-93-4083
高齢者医療年金班 ☎ 0476-93-4085

期 限

早めにお手続きください。

葬祭費の手続き

- ◇ 亡くなられた方が富里市国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入していて、その葬祭を行った喪主の方は、葬祭費の請求の手続きが必要です。

その他の健康保険の加入者が亡くなられた時の手続きは、各保険者にお問い合わせください。

持ち物

- 葬祭を行ったことが確認できるもの（会葬礼状、葬儀の領収書など）
※喪主のフルネームが記載されているもの
- 振込先の口座がわかるもの
※喪主以外に振り込む場合は委任状が必要です。

担当窓口

国保年金課 国保班 ☎ 0476-93-4083
高齢者医療年金班 ☎ 0476-93-4085

期 限

葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。

年金の手続き

◇ 国民年金のみ受給されている方（国民年金1号被保険者期間のみの方）

亡くなられた方が国民年金受給者の場合、年金受給権者死亡届や未支給年金の請求の手続きが必要です。

◇ 国民年金に加入したことがある方（国民年金1号被保険者期間がある方）

亡くなられた方が国民年金に加入したことがある場合、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金の手続きが必要になることがあります。

※年金の加入期間や納付状況等によっては、手続きがない場合があります。

◇ 厚生年金の加入者・受給者が亡くなられたときの手続きは、年金事務所にお問い合わせください。

持ち物

- 手続きにより必要書類が異なりますので、担当窓口にお問合せください。

担当窓口

国保年金課 高齢者医療年金班 ☎ 0476-93-4085

期 限

未支給年金、遺族基礎年金、寡婦年金の請求：亡くなられた日の翌日から5年以内
死亡一時金の請求：亡くなられた日の翌日から2年以内

介護保険の手続き

◇ 介護保険の被保険者(65歳以上の方等)が亡くなられたときは、介護保険被保険者証を持参のうえ、高齢者福祉課の窓口にお越しください。介護保険関係書類の送付先指定の手続きを行っていただく必要があります。また、介護保険料の精算や高額介護サービス費等の手続きが必要な場合がありますので、ご来庁の際は相続人の方の印鑑や口座番号の分かるもの(通帳等)をお持ちください。

持ち物

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証、介護保険負担額限度認定証（お持ちの方のみ）
- 相続人の印鑑、通帳等（口座番号がわかるもの）

担当窓口

高齢者福祉課 介護保険班 ☎ 0476-93-4980

期 限

早めにお手続きください。

障害福祉の手続き

- ◇ 亡くなられた方が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳をお持ちであった場合、返還が必要です。
- ◇ 亡くなられた方が重度心身障害者等医療費助成や福祉手当などのお手続きをされていた場合は、所定の届出が必要になることがありますので、下記担当窓口までお問合せください。

持ち物

- 障害者手帳（身体、療育、精神）
- 重度心身障害者医療費助成受給券など
- 手続きする人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）
- 印鑑

※利用している制度によって必要書類が異なります。

担当窓口

社会福祉課 障害福祉班 ☎ 0476-93-4192

期 限

早めにお手続きください。

児童手当の手続き

- ◇ 亡くなられた方が児童手当を受給していた場合、受給事由消滅と受給者変更(新規認定)の手続きが必要です。
- ◇ 亡くなられた方が支給対象の児童であった場合、受給事由消滅または額改定の届出が必要です。

持ち物

- 請求者名義の振込先の口座番号がわかるもの。
 - 手続きする人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）
- ※個々の状況により別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくはお問合せください。

担当窓口

子育て支援課 児童福祉班 ☎ 0476-93-4497

期 限

亡くなられた日の翌日から15日以内

児童扶養手当の手続き

- ◇ 亡くなられた方が児童扶養手当を受給していた場合、受給者死亡の届出と未払いの手当がある場合は請求書の提出が必要です。
- ◇ 亡くなられた方が支給対象の児童であった場合、資格喪失または額改定の届出が必要です。
- ◇ 18歳未満のお子さんがある方がなくなり、母子世帯または父子世帯等になったときは、児童扶養手当を受給できる場合があります。

持ち物

- 個々の状況によって異なりますので、詳しくはお問合せください。

担当窓口

子育て支援課 児童福祉班 ☎ 0476-93-4497

期 限

早めにお手続きください。

ひとり親家庭等・子ども医療費助成の手続き

- ◇ 亡くなられた方が助成対象の児童であった場合、資格喪失・返納の届出が必要です。
- ◇ 亡くなられた方が助成対象の児童の保護者であった場合、資格喪失または保護者変更の届出が必要です。

持ち物

- 振込先の口座番号がわかるもの
- 手続きする人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）
- 受給資格者の保険証

担当窓口

子育て支援課 児童福祉班 ☎ 0476-93-4497

期 限

早めにお手続きください。

市税の相続人代表者の指定・送付先変更の手続き

- ◇ 納税義務者（市民税、県民税、森林環境税、固定資産税など）が亡くなられた場合、市税全般に係る納税通知書等の書類を受領する相続人代表者の指定届を提出してください。

担当窓口

課税課 市民税班 ☎ 0476-93-0443
資産税班 ☎ 0476-93-0444

期 限

早めにお手続きください。

原動機付自転車・軽二輪等の軽自動車税の手続き

- ◇ 亡くなられた方が軽自動車（二輪、四輪、原付、トラクター等）の名義人であった場合、廃車または名義変更の届出が必要です。

※125ccを超える二輪の手続きは

【関東運輸局 千葉運輸支局】☎ 050-5540-2022
又は管轄の【運輸局 運輸支局】へお問合せください。

※四輪の手続きは

【軽自動車検査協会 千葉事務所】☎ 050-3816-3114
又は管轄の【軽自動車検査協会】へお問合せください。

※上記以外の富里市（町）のナンバープレートのついた車両の手続きは

【課税課 市民税班】へお問合せください。

持ち物

- 富里市（町）のナンバープレート
- 標識交付証明書（登録時に発行したもの）
- 手続きする人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証等）
- 所有者（故人）の財産を相続することが証明できるもの（遺産分割協議書等）
- 所有者（故人）との関係が証明できるもの（戸籍謄本等の写し）

※持ち物は、個別のケースで異なることがあります。事前に電話でお問合せください。

担当窓口

課税課 市民税班 ☎ 0476-93-0443

期 限

早めにお手続きください。

市税の口座振替手続き

◇ 亡くなられた方の口座から各税等の口座振替をしていた場合、口座振替の廃止または口座振替の変更登録の手続きが必要です。

持ち物

変更手続きを希望される場合

- キャッシュカードでの変更手続き
新しく登録する金融機関のキャッシュカード、名義人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- 口座振替依頼書での変更手続き
新しく登録する金融機関の通帳、通帳のお届け印

担当窓口

納税課 管理班 ☎ 0476-93-0434

期 限

早めにお手続きください。

農地の手続き

◇ 農地を所有している方が亡くなられた場合、相続などで農地の権利を取得した方は、農地法の届出が必要です。

持ち物

- 詳しくはお問い合わせください。

担当窓口

農業委員会事務局 総務班 ☎ 0476-93-6494

期 限

早めにお手続きください。

農業者年金の手続き

- ◇ 農業者年金受給・加入者の方が亡くなられた場合は、農業者年金の手続きが必要となります。

持ち物

- 被保険者の方や受給権者の方で異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

担当窓口

農業委員会事務局 総務班 ☎ 0476-93-6494

期 限

早めにお手続きください。

森林の土地所有の手続き

- ◇ 森林を所有している方が亡くなった場合、相続などで森林を取得した方は、「森林の土地の所有者届出制度」に基づき届出が必要となる場合があります。

持ち物

- 所有した森林の土地を示す図面
- 所有した森林の土地の登記事項証明書など権利を取得したことが分かる書類等

担当窓口

環境課 環境保全班 ☎ 0476-93-4945

期 限

所有者となった日から90日以内

飼い犬の手続き（飼い主の変更）

- ◇ 亡くなられた方が犬を飼っていた場合、飼い主変更の手続きをしてください。

担当窓口

環境課 環境衛生班 ☎ 0476-93-4946

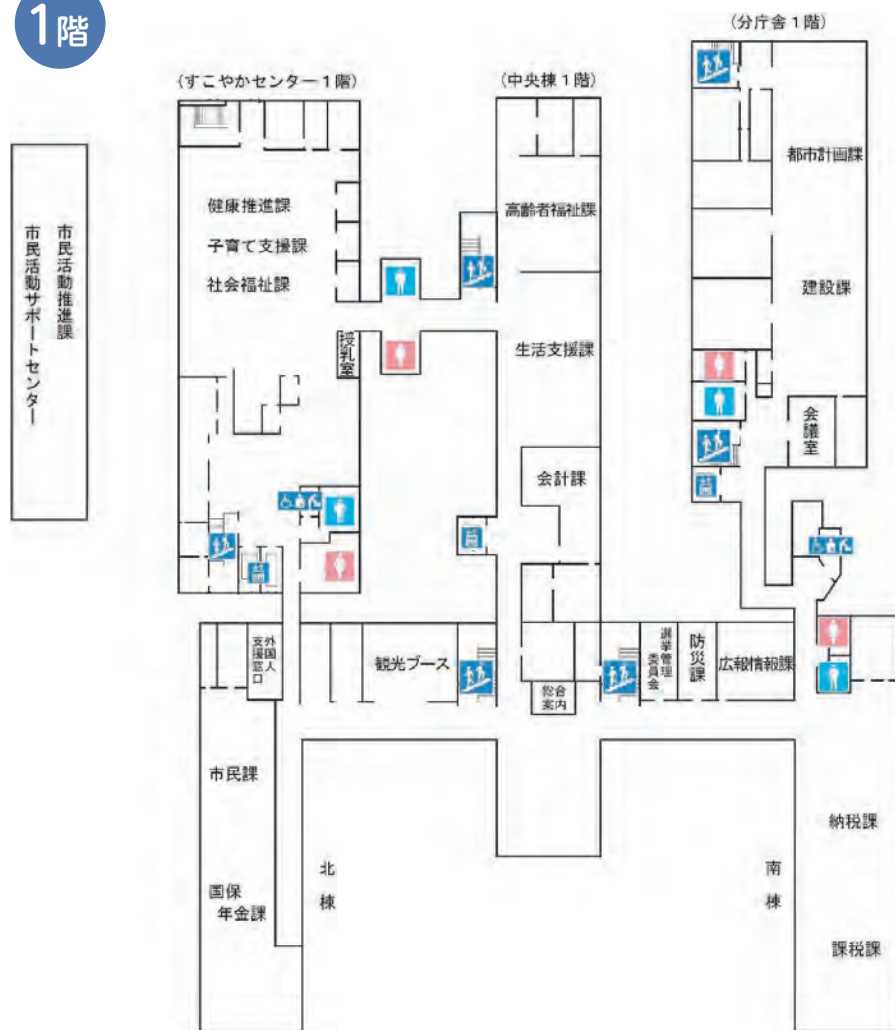
期 限

早めにお手続きください。

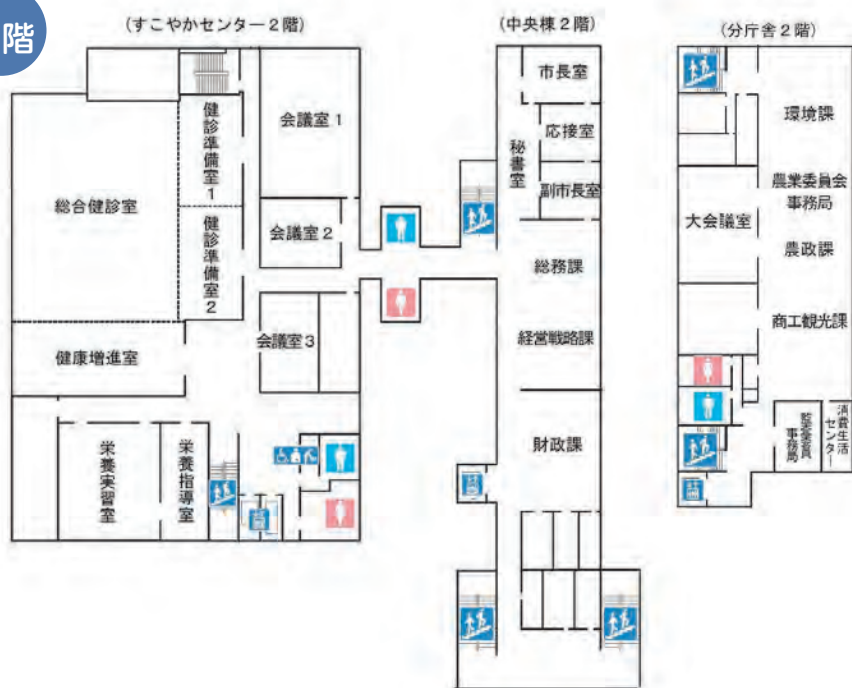
memo

庁舎フロアマップ

1階



2階



3階

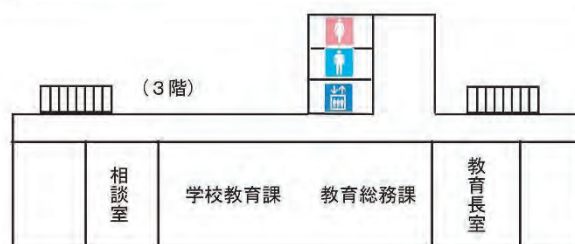


中央公民館

1階



3階



市役所以外での主な手続き

手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など
運転免許証	返納	成田警察署 成田市加良部3-5 ☎ 0476-27-0110
軽自動車	名義変更・廃車等	軽自動車検査協会 千葉事務所 千葉市美浜区新港223-8 ☎ 050-3816-3114
普通自動車	税金に関する手続き	千葉県佐倉県税事務所 佐倉市鎭木仲田町8-1 印旛合同庁舎内 自動車税第一課 ☎ 043-483-1150 自動車税第二課 ☎ 043-483-1403
	名義変更・廃車等	関東運輸局千葉運輸支局 千葉市美浜区新港198 ☎ 050-5540-2022
バイク（125cc超）	名義変更・廃車等	関東運輸局千葉運輸支局 千葉市美浜区新港198 ☎ 050-5540-2022
国税	相続税の手続き 所得税・消費税申告等	成田税務署 成田市加良部1-15 ☎ 0476-28-5151
年金	年金に関する手続き	幕張年金事務所 千葉市花見川区幕張本郷1-4-20 ☎ 043-212-8621
不動産登記	土地・家屋等所有者の 移転（相続）登記等	千葉地方法務局成田出張所 成田市郷部1322 ☎ 0476-23-2313
生命保険等	死亡保険金の請求・ 入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社または代理店
預貯金口座等	口座凍結の解除の手続き	各金融機関 等
株式等	名義変更	各証券会社 等
国債	記名変更・償還金受領	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
クレジットカード	解約	各契約会社
固定電話・携帯電話	契約承継・解約	
電気・ガス料金等	名義変更・解約	
インターネット		
NHK受信料		
		フリーダイヤル ☎ 0120-151515 有料ダイヤル ☎ 050-3786-5003

手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など
ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社
水道・下水道	使用者変更	ヴェオリア・ジェネッツ(株)富里営業所 ☎ 0476-93-1791
浄化槽	管理者変更届・ 休止届・廃止届等	印旛地域振興事務所 地域環境保全課 ☎ 043-483-1447

memo

相続に関する手続きチェックリスト

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です。」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	不動産の相続登記の申請	3年以内	相続で不動産取得を知った日から3年以内に申請しなければなりません。正当な理由がなく義務に反した場合、10万円以下の過料の対象となります。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

ご遺族メモ / 家系図 (3 親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。

ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

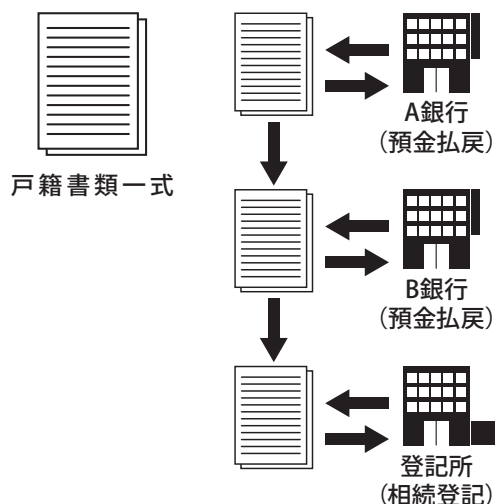
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

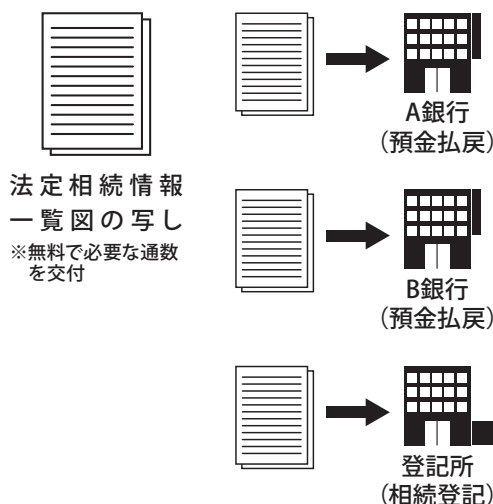
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

発行 富里市 市民課
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2024年9月作成

